

ケアハウス久我の杜 重要事項説明書

入居者に対するケアハウス（軽費老人ホーム）施設サービス提供開始にあたり、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づき、当施設が入居者に説明すべき事項は次のとおりです。

1 当法人・施設の運営理念

「くらしに笑顔と安心を」

- (1) 事業所は、ご契約者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 事業所は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、京都市、他の居宅サービス事業所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所との連携に努めます。

2 設置主体

法人名	社会福祉法人 京都福祉サービス協会
法人所在地	京都市中京区壬生御所ノ内町 39 番 5
代表者名	理事長 宮路 博
電話番号	075-406-6330
法人ホームページ	https://www.kyoto-fukushi.org/

3 ご利用施設

施設の名称	ケアハウス 久我の杜
施設の所在地	京都府京都市伏見区久我東町 202 番地の 6
施設長名	松本 功
電話番号	075-931-8001
FAX 番号	075-931-8801

4 ご利用施設で合わせて実施する事業

介護保険指定居宅サービス	事業者指定番号
(介護予防) 通所介護	2670900105
居宅介護支援事業所	2670900105
地域包括支援センター	2600900027

5 施設の概要

建物	構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄筋造）		
	延べ床面積	2,584.11 m ²		
	利用定員	50 名		
居室	居室の種類	室数	居室面積	1 人当たりの面積
	1 人部屋 A	24	22.78 m ²	22.78 m ²
	1 人部屋 B	20	22.75 m ²	22.75 m ²
	2 人部屋	3	33.12 m ²	16.56 m ²

6 利用要件

- （１）年齢が 60 歳以上であること。ただし、入居者の配偶者、三親等内の親族とともに入居する特段の必要性がある場合は、いずれか一方が 60 歳以上であれば入居できます。
- （２）家族による援助を受けることが困難な方。
- （３）自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められるか、又は高齢等のため独立して生活することが困難な方。
- （４）伝染性疾患がなく、かつ共同生活が可能であること。
- （５）生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能である方。
- （６）身元引受人が 1 名以上得られること。

7 職員の配置基準と職務

職種	職務内容	配置	勤務体制
施設長 (兼務 事務)	施設運営の統括、庶務、 会計業務	1 名	常勤
生活相談員 (兼務 事務)	相談、助言、入退去調整、 庶務、会計業務	1 名以上	常勤
介護職員	日常生活の支援、援助	2 名以上	常勤・非常勤
栄養士	献立作成、調理上の衛生管理	1 名	常勤
調理員	献立表に基づき食事提供	委託	常勤・非常勤
宿直員	夜間宿直業務	委託	常勤・非常勤

8 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	・栄養士による献立により、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 【食事時間】 朝食 07：30～09：30 昼食 12：00～14：00 夕食 18：00～20：00 ・食事は食堂でお召し上がりください。居室への持ち帰りはできません。 ・体調不良などにより、一時的に食堂に出ることが困難な場合に限り職員が居室へ配膳する場合があります。
入 浴	・原則として木曜日、日曜日を除く 5 日間の 13：00～22：00 まで入浴可能。 ・木曜日、日曜日の同時間帯はシャワーのみ使用可能。 ・浴室は男性・女性で区別されています。
健康管理	・入居者の健康を確保するため、少なくとも年 1 回以上の健康診断を受ける機会を提供するなど、必要な指導援助を行います。 ・入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等への紹介など必要な援助を行います。 (協力医療機関：高安医院)
相談及び援助	・当施設は、利用者の入居時には、入居者の従来の方生活の状況や心身の健康状態等について把握し、入居後は入居者の各種の生活相談に応じるとともに適切な援助に努めます。 ・当施設は、市町村や在宅サービス事業所等と連携を図り、必要に応じて、その有効な利用について紹介、手続き等の援助に努めます。特に、入居者がこれを行うことが困難であると当施設が認めた場合は、申し出及び同意に基づき施設が代わって行います。
レクリエーション活動等への協力	・施設での生活が健康で明るいものとなるよう、入居者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合には、必要に応じ協力いたします。 ・また、入居者の社会生活の向上を目的に、施設は適宜レクリエーション行事を実施します。

※サービスの詳細については、別紙「ケアハウス久我の杜 入居のしおり」参照。

9 利用料

(1) 生活費

月額 48,765 円（ただし、11 月～3 月までは冬期加算 **2,170 円** が別途必要です）

(2) サービスの提供に要する費用（月額 単位：円）単独・50 名規模で算出

階層	対象収入（年収による階層区分）	利用料徴収額（月額）
1	1,500,000 以下	10,160
2	1,500,001～1,600,000	13,210
3	1,600,001～1,700,000	16,260
4	1,700,001～1,800,000	19,310
5	1,800,001～1,900,000	22,360
6	1,900,001～2,000,000	25,400
7	2,000,001～2,100,000	30,490
8	2,100,001～2,200,000	35,570
9	2,200,001～2,300,000	40,650
10	2,300,001～2,400,000	45,730
11	2,400,001～2,500,000	50,810
12	2,500,001～2,600,000	57,920
13	2,600,001～2,700,000	65,040
14	2,700,001～2,800,000	72,150
15	2,800,001 以上	全額負担 74,980

注1 京都市軽費老人ホーム利用料補助金交付要綱に基づき設定しています。

注2 対象収入とは、前年の収入から社会保険料、医療費、租税等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注3 夫婦で入居する場合の対象収入については、夫婦の収入および必要経費を合算し、その額の2分の1をそれぞれ個々の対象とします。

※その額が150万円以下の場合、夫婦それぞれ、利用料については上記の表の額から30%減額されます。

（100 円未満切り捨て、7,100 円となる）

注4 サービス提供に要する費用の減額を希望する方は、入居時及び翌年度以降年1回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行います。

(3) 居住に関する費用

月額 15,000 円

（夫婦等の入居の場合の特例 1 人月額 11,400 円）

月額費用の算出は、(1) + (2) + (3) となります。

- 注 1 上記費用に食事代は含みますが、水道、電気、電話料金、エアコン使用料金は別途請求いたします。
- 注 2 欠食の期間が 1 週間を超える場合で、あらかじめ申し出があった場合には、当該超えた日に係る欠食分の食費を入居者に返還します。返還する場合の食費単価は、1 日 840 円です。

(4) 居室水道光熱費

- ・居室水道光熱費は、各居室のメーター値に基づき、電気料金は毎月、上下水道料金は隔月にて、別途請求いたします。
- ・上下水道料金は、外泊や入院等による入居者不在、ご使用の有無にかかわらず、基本料金が生じます。
- ・また、月途中で入居、退去された場合には、契約開始日から、若しくは契約終了日までの日数で日割り計算した基本料金に実際に使用された料金を加えご請求します。

(5) 利用料の精算について

- ・月途中の入居の場合（この場合「入居可能月日」をもとに計算します。）入居月は生活費、サービスに要する費用、居住に要する費用ともに日割り計算して請求します。
- ・月途中の退去の場合（この場合「契約解除日」をもとに計算します。）サービスに要する費用及び居住に要する費用については 1 ヶ月分を徴収いたします。生活費については、日割り計算して徴収します。なお先に全額徴収済みの場合は、後から精算し返還します。

(6) 入居者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事	要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	日常生活品の代行購入代金 レクリエーション費 趣味の活動費用

注 1 上記負担額で計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。

(7) エアコン使用等料金

【月額】一人部屋 2,350 円（税込） / 二人部屋 2,750 円（税込）

- ・年に一度業者によるフィルター清掃（普段は自動）・故障時の修理や取替等の費用を含んでいますので、故障時等も別途費用はいただきません。
- ・月途中で入居、退去された場合には、契約開始日から、若しくは契約終了日までの期間を半月単位で料金をご請求します。

10 支払い

(1) 利用料は上表をもとに 1 ヶ月ごとに計算し、**毎月25日**までに施設が指定する金融機関口座にお支払いください。

※25日が土日祝日の場合は、休み明けの平日に引落します。

(2) 現金での支払いは原則できません。

11 当施設ご入居にあたっての主な留意事項

種 類	内 容
来訪・面会者（入居者以外）の居室等利用	・来訪、面会者（親族、友人等）が宿泊を希望する場合は、3 日前までに事務所に申し入れをして頂き、施設が許可した場合に、連続で最大 7 泊まで同室での宿泊が可能です。 ・来訪、面会者の浴室利用はできません。近隣の入浴施設をご利用ください。 ・来訪、面会者については、宿泊に限らず、入居者の居室利用を施設が認めない場合があります。 【居室宿泊に係る経費（希望者に限る）】 貸出布団代金 1 泊につき 500 円。 ・別にゲストルームの利用を希望される場合は、事前に施設の承認を得て、ゲストルームを使用することができます。ゲストルームの使用は有料です。 【ゲストルームの使用について】 ・ゲストルームの使用と来客の食事申し込みは、利用希望日の 3 日前までに事務所まで申し出てください。 ・食事申し込み用紙は受付前のテーブルにあります。 ・食事は入居者と一緒にの利用となります。 ・浴室の利用はできません。近隣の入浴施設をご利用ください。 ・お帰りの際には、1 階の事務所で鍵の返却と連絡を忘れずをお願いします。 （料金は、毎月の利用料とともに請求させていただきます。） ・緊急時は内線「104」で事務所に連絡してください。 （夜間はナースコールで連絡してください。）

	【ゲストルーム使用料金】 1回500円 利用可能時間帯 A: 9:00～12:00 B: 13:00～16:00 ※A、B 連続して利用される場合は、2 回利用とカウントします。 1日2、100円（宿泊費用） ※宿泊には貸出布団利用を含みます。 食事代 朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円 ※キャンセルされる場合は、前日の朝 10 時までにお申し出ください。それ以降のキャンセルは、お食事代を頂きます。 電話代 使用された時は事務所に申し出てください。
外出・外泊	・外出、外泊は自由です。 ・外出時には『外出届』を、外泊時には『外泊届』を必ず提出してください。 ・『外出届』は当日分のみ提出してください。当日分以外は受け付けませんので、ご注意ください。 ・『外泊届』は、事前に提出して頂いても結構です。 ・外出、外泊に伴い、欠食となる場合には、『欠食届』も忘れずに提出してください。 ・朝の玄関の開錠は午前 6:00 です。午前 6:00 より前に外出される場合は、宿直員に申し出てください。 ・夜の玄関の施錠は午後 9:00 です。外出からの帰りが午後 9:00 を過ぎる場合や急遽外泊となる場合は必ず職員か宿直員に連絡してください。 ・外出前に分かっている場合は、外出時に職員か宿直員に連絡してください。若しくは、外出届の「帰宅予定時間」「連絡事項」に記入しておいてください。 ・外出先で急遽、予定が変更となった場合は、事務所に電話連絡してください。（食事の有無やとりおきの希望も伝えてください。） ・午後 9:00 以降は、基本的に南玄関のみ出入り可能です。施錠してある場合にはインターホンにてお知らせください。

入居者留意事項	・入居者は相互に親睦と信頼を深め、善き隣人として融和し他人の人権を無視するような言動がないように気をつけてください。 ・廊下、ベランダ等は災害・非常時の避難経路となりますので、避難に支障が出ないように十分注意してご利用ください。 ・テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならない音量でご利用ください。 ・入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意してください。
清掃	・居室内の清掃は、原則として入居者に行って頂きます。 ・居室以外の施設共用部分の清掃は、施設が行います。
施設内禁止行為	施設内禁止行為は、ケアハウス久我の杜入居のしおりのとおりです。そのうち、主なものを以下例示します。 ・けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。 ・宗教活動、政治活動、営業活動、習慣等により他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりなど迷惑を及ぼすような行動をすること。 ・指定された場所以外で火気を用いること。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生に害すること。 ・故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。 ・その他施設が禁止する事項（利用契約書 18 条及び、ケアハウス久我の杜入居のしおり 4.日課等（19）参照）。

1 2 身体拘束について

入居者に対する身体拘束は、原則として行いません。

ただし、入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、切迫性（入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）、非代替性（他に代替する介護方法がないこと）、一時性（行動制限が一時的なものであること）の3要件を満たしていることを認定した上で、入居者又はそのご家族から同意書をいただくとともに、「身体拘束の方法」「拘束をした時間」「入居者の心身の状況」「緊急やむを得なかった理由」を記録する等、適正な手続きを踏まえて行うことがあります。

1 3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律について

当施設は、ご入所者の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を定めています。
虐待防止に関する責任者：施設長 松本功
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) 施設サービスの提供中に、職員又は養護者（現に養護している家族、親族等）による虐待を受けたと思われるご入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4 個人情報の取扱いについて

- (1) 入居者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省策定の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、当協会個人情報保護規則等関係規程を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 当施設が得た入居者の個人情報については、施設における介護サービスの提供以外には利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその家族の了承を得て行います。
- (3) ホームページ・機関紙等で写真を使用させていただく場合には、必ず事前に入居者又はその家族の同意を得て行います。

1 5 衛生管理等について

- (1) ご入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

1.6 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご入所者に対する指定施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.7 サービス内容に関する相談・苦情対応機関について

サービス内容に関するご相談や苦情等がありましたら、当施設の受付窓口（生活相談員）にお申し出ください。迅速かつ適切に対応いたします。（文書や電話等でもお受けします。）当協会では、中立的・客観的な立場から、助言又は解決策の調整を行うことを目的に「苦情解決のための第三者委員会」を設置しています。

(1) 施設の受付窓口

ケアハウス久我の杜

苦情受付**担当者**（一次） 生活相談員：八代 利佳

苦情解決責任者 施設長 ：松本 功

[受付時間] 午前8時30分～午後5時30分（通年）

[電話番号]075-931-8001 [FAX番号]075-931-8801

(2) 当協会苦情解決のための第三者委員会 相談窓口

[受付時間] 午前10時～正午、午後1時～4時

（土・日曜日、祝休日及び12月29日～1月3日を除きます。）

[電話番号] 080-6227-7828

※ 電話が留守番電話に切り替わる場合は、ご用件、お名前、電話番号をご伝言いただければ、後ほど委員からご連絡致します。

委員会委員長・委員	氏名	役職等
委員長	壁 純一郎	(公社)京都市児童館学童連盟監事、当協会監事
委員長職務代理者	梶 宏	(公財)さわやか福祉財団地域推進委員
委員	井上 基	(公社)京都府介護支援専門員会 監事 、当協会評議員
委員	越野 稔	(公社)認知症の人と家族の会京都府支部副代表
委員	辻 孝司	弁護士

※文書等の郵送先及び第三者委員会についての問合せ先

〒604-8872

京都市中京区壬生御所ノ内町 39 番5

社会福祉法人京都福祉サービス協会 苦情解決のための第三者委員会

[電話番号] 075-406-6335 (事務局: 経営企画室総務部)

[FAX番号] 050-3153-1502

[受付時間] 午前8時30分から午後5時まで

(土・日曜日、祝休日及び12月29日から1月3日までを除きます。)

(3) 京都府国民健康保険団体連合会、各区役所等の公的機関における
相談・苦情の受付窓口

事業所名	連絡先
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090
京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会	075-252-2152
北区役所 健康長寿推進課	075-432-1364
上京区役所 健康長寿推進課	075-441-5106
左京区役所 健康長寿推進課	075-702-1069
中京区役所 健康長寿推進課	075-812-2566
東山区役所 健康長寿推進課	075-561-9187
山科区役所 健康長寿推進課	075-592-3296
下京区役所 健康長寿推進課	075-371-7228
南区役所 健康長寿推進課	075-681-3296
右京区役所 健康長寿推進課	075-861-1416
右京区役所 京北出張所(保健福祉担当)	075-852-1815
西京区役所 健康長寿推進課	075-381-7638
西京区役所 洛西支所 健康長寿推進課	075-332-9274
伏見区役所 健康長寿推進課	075-611-2278
伏見区役所 深草支所 健康長寿推進課	075-642-3603
伏見区役所 醍醐支所 健康長寿推進課	075-571-6471

社会福祉法人京都福祉サービス協会 ケアハウス久我の杜
重要事項説明にかかる同意書

説明交付日 20 (令和) 年 月 日

ケアハウス久我の杜の入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

＜事業者＞ 所在地 京都市中京区壬生御所ノ内町 39 番 5

事業者 社会福祉法人京都福祉サービス協会

代表者 理 事 長 宮 路 博

施設名 ケアハウス久我の杜

説明者氏名 _____

私達は、本書面に基づいて事業者からサービス内容等について、重要事項の説明を受け、サービスの内容等を理解し、サービス提供開始を同意しました。

同意受領日 20 (令和) 年 月 日

＜入居者＞

住 所

氏 名 _____

ご入居者は、身体状況等により署名できないため、ご入居者本人の意思を確認の上、私が代わって、その署名を代筆しました。

＜代筆者＞ 住 所

氏 名 _____

続柄： _____

＜代理人＞ 住 所

氏 名 _____

続柄： _____